

議案第34号

鯖江市印鑑条例の一部改正について

鯖江市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年5月17日提出

鯖江市長 佐々木 勝久

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市印鑑条例の一部を改正する条例

鯖江市印鑑条例（平成9年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カードまたは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。